

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
- ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘を受け、取引を開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社サポートセンターまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・ 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

外国為替保証金取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外国為替保証金取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 外国為替保証金取引とは、一定の保証金を当社に担保として差し入れ、外国通貨の売買を行う取引です。
- 外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、差し入れた保証金を上回る多額の損失が発生する可能性を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様ご自身の資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- ・ 外国為替保証金取引の取引手数料は無料です。ただし、受渡決済手数料は、通貨ペアごとに異なり、約定通貨数量×6～20円です。
- ・ 取引する通貨ペアで、より高金利の通貨を売付ける場合、スワップポイント(2通貨間の金利差調整額)の支払が発生します。また、取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。

外国為替保証金取引のリスクについて

- ・ 為替相場の変動や、金利情勢、現地情勢(政治・経済・社会情勢)および各国の政府による規制等により、外国為替保証金取引の対象となっている外国為替の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ スワップポイントの支払いにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・ お客様が差し入れている保証金を上回る額の取引を行うことができることから、差し入れた保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
- ・ 相場状況の急変、指標の発表、著しい流動性の低下等に伴う価格の変動やスプレッド(売り気配と買い気配の差)幅の拡大、価格の配信または注文の受付の停止により、意図した取引ができない可能性があります。
- ・ 当社とカバー先の間での契約の終了や、当社またはカバー先の業務の変更や財産の状況の悪化等に伴い、カバー取引を継続して行うことができなくなった場合

には、お客様との取引を継続することができず、お客様が想定されていない時点での反対売買が必要となることにより、損失を被る危険があります。

- ・ 外国為替保証金取引にはロスカット機能がありますが、相場やスプレッドの状況によっては、設定したロスカットプライスから大きくかい離れた値段で約定されることもあり、予想額や保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

カバー先の名称等について

- ・ 当社のカバー先は、次の通りです。

シティバンク、エヌ・エイ (Citibank, N.A)

銀行業 / OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]

ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)

銀行業 / FINMA [連邦金融市場監督機構] (スイス)

バークレイズ銀行 (Barclays Bank Plc)

銀行業 / FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構]

JP モルガン・チェース銀行 (JPMorgan Chase Bank, N.A.)

銀行業 / OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ (Bank of America, N.A.)

銀行業 / OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]

セントラル短資 FX 株式会社

金融商品取引業 / 関東財務局長 (金商) 第 278 号

株式会社 三菱東京 UFJ 銀行

銀行業 / 関東財務局長 (登金) 第 5 号

ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International PLC)

証券業 / FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構]

シンプレクス FX・スマートクロス株式会社

事業法人

財産の管理方法および預託先について

- ・ 当社は、外国為替保証金取引に関してお客様から預託を受けた保証金および取引の結果により実現した利益で、受渡が完了している額(保証金に含まれます)について、日証金信託銀行に金銭信託を行う方法により区分管理を行っています。

クーリング・オフの対象とならないことについて

- ・ 外国為替保証金取引に関しては、注文執行後にお客様が契約を解除すること (クーリング・オフ) はできません (金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません)。

NetFx（外国為替保証金取引）の仕組等について

取引の方法

1. 対象通貨ペアは、US ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、ニュージーランドドル/円、英ポンド/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、南アフリカランド/円、トルコリラ/円の 9 通貨ペアです。
2. 取引単位(数量)は、以下のとおりです。
 - US ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、ニュージーランドドル/円、英ポンド/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、トルコリラ/円
取引単位(数量)は 1 万単位 (US ドル/円の場合 1 万 US ドル) です。
 - 南アフリカランド/円
取引単位(数量)は 10 万単位 (10 万南アフリカランド) です。
3. 取引の対価の額は、建単価×取引単位(数量)の金額です。建単価は、取扱通貨 1 単位(例：1US ドル・1 ユーロ・1 英ポンド)あたりの円金額です。
4. 外国為替保証金取引に係る当社とお客様の間の金銭の授受は、全て外国為替保証金取引口座で処理します。
5. 売建て・買建てのいずれも可能です。お客様から、当社所定の方法により受渡決済取引の申込みがない限り、それぞれ反対売買を行うことにより決済されます。
6. 返済期限は定められていません。お客様の取引の受渡日は取引日の翌々営業日(取引対象通貨国等の休日に影響を受けるため、必ずしも日本における翌々営業日が受渡日とならないことがあります)ですが、取引終了後の未返済の建玉については、建玉をいったん返済し、翌受渡日分の取引として、再度新規に建て直すことで自動的に受渡日を延長しています。ただし、この場合建単価の変更、値洗いによる評価替は行いません。また、上記の受渡日の延長については、手数料はかかりません。
7. 取引注文の受付は、受渡決済を除き全てインターネットを經由して行います。当社会員画面または取引ツールからお客様が注文の確認の入力を行い、その入力内容を当社の約定処理を行うシステムが受信した時点をもって取引注文の受付とします。当社システムの状況によっては、お客様の入力から当社の受付までの間に時間差が生じる場合があります。システム障害発生時を含め、その他の手段(電話、FAX 等)による受付は行いません。また、システム障害発生時は受渡決済の受付を停止する場合があります。
8. 当社は、お客様から本取引に関する注文を受付した際、インターバンクレートを基に当社

が生成した価格（以下、「当社生成レート」といいます）を基に、当社が相手方となってお客様の注文に約定をつけます。

9. お客様の注文が約定した際に当社が保有することとなるポジションは、対当する他の注文と相殺します（マリー取引）。対当する注文がなく、当社のポジションが一定量を超える場合は、その時点で最も良いレートで取引できる第三者の金融機関（カバー先）との間で当社の為替リスク回避のための取引を行います（カバー取引）。当社のポジションが一定量を超えない場合でも、相場状況等によりカバー取引を行う場合があります。相場急変時や、当社における為替リスクが過度に膨らんだ場合、全てのポジションについてカバー取引を行うことがあります。カバー取引は、分割して複数のカバー先との間で行うことがあります。マリー取引およびカバー取引はシステムで自動的に行います。
10. 外国為替保証金取引には、ロスカット機能があります。ロスカットとは、あらかじめ設定した水準まで損失（ロス）が拡大すると自動的に反対売買を行い損失の限定を図ることをいいます。

お客様が新規建注文を発注する際は、同時にロスカット注文を発注する必要があります。ロスカット注文の発注時にはあらかじめロスカット幅の初期値に基づくロスカットプライスが設定されています。お客様は、ご自身の判断で、設定されたロスカット幅を変更することができます。ロスカット幅の変更は、随時行うことができます（ただし、ロスカット幅を拡大する場合には、必要保証金の額が増加します。）。ロスカット幅の設定可能な範囲は、取扱通貨ペアごとに異なります。詳細は取引時にご確認ください。
11. 相場やスプレッドの状況によっては、設定したロスカットプライスから大きくかい離れた値段で約定されることもあり、必ずしも損失を予想額や保証金の額に止められるとは限りません。
12. 当社の提供する外国為替保証金取引においては次に掲げる注文区分に応じ、当該注文を執行します。
 - (1) 成行注文は、注文を受け付けたときに当社生成レートをもって執行します。

お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差により発生し、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
 - (2) 指値注文は、以下の条件で執行します。
 - a. 次の場合には、注文価格で執行します。
 - ・買注文は、注文を受け付けて以降、当社生成レートが注文価格以下となった場合
 - ・売注文は、注文を受け付けて以降、当社生成レートが注文価格以上となった場合
 - b. 次の場合には、当社生成レートで執行します。

- ・注文を受け付けたときに、上記 a の条件を満たす場合
- ・取引時間外に受け付けた注文（未約定のため、持ち越した注文を含む。）が、取引開始時に上記 a の条件を満たす場合
- ・相場の状況等により価格配信を停止した後、価格配信再開時に上記 a. の条件を満たす場合

当社生成レートをもって当注文を執行する場合には、実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて有利に約定する場合があります。

- (3) ロスカット注文は、新規建注文の約定成立後に有効となった後、当社生成レートがロスカットプライスに達したときに、当該当社生成レートをもって執行します。そのため、実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて不利に約定する場合があります。
- なお、新規建注文時に、スプレッド以下のロスカット幅を指定した場合、当該注文はエラーとなり発注できません。

13. システム障害発生等により当社で注文の受付ができなくなった場合、当社での受付が完了していない注文は失効します。

14. 受渡決済の場合、当社の定める受渡決済手数料を加味した受渡決済価格に基づいて取引対象の通貨を授受するほか、受渡決済価格と約定価格の差に基づいて算出した差損益を授受します。受渡決済手数料の詳細はお問い合わせください。なお、手続きは電話で受け付けますが、別途、書面の差入れ等の手続きを行っていただく必要があるため、手続き完了まで相当な期間を要します。

価格の配信

1. 当社の提供する外国為替保証金取引に係る通貨の売付価格および買付価格は、銀行間外国為替市場（インターバンク市場）の価格を基準として当社で生成した価格をお客様に提示しています。このため、取引所外国為替証拠金取引における価格や各種情報ベンダーの提供する価格情報とは必ずしも一致するものではありません。また、お客様の端末と当社のシステム間および当社のシステム内の通信に伴う時間差が生じることにより、お客様が注文を入力する際に当社が提示していた価格からかい離した価格で約定することがあります。なお、相場の急変時には、当該かい離が通常時に比べて広がる場合があります。
2. 当社が提示する通貨の価格は、売付けの価格と買付けの価格の間に差（スプレッド）があります。スプレッドは一定ではなく、為替相場の状況等を踏まえて随時変動します。
3. お客様へ通知した約定値段が、異常レートに基づく値段であると当社が判断した場合、当該約定（その反対売買を含む）および約定処理を行った注文について、取消扱いとする処理を行うことがあります。当社で発生したシステム障害が原因で、お客様へ通知した注文の約定結果（約定の成否および約定値段）が、本来あるべき約定結果と異なると当社が判

断した場合、当該約定結果について、本来あるべき約定結果となるよう訂正または取消扱いとする処理を行うことがあります。

4. 急激な相場変動時等に、安定的で適切な価格を提供できる状況にないと当社が判断した場合、当社における価格の配信の停止を行います。なお、価格の配信の停止を行った場合は、当社の外国為替保証金取引の全ての注文の受付および約定処理を停止します。具体的には次のような状況が想定されます。

- ① インターバンク市場で複数の金融機関が適正な取引レートを提供できない状況
- ② 流動性が低下しカバー先と必要な取引を行えない状況
- ③ インターバンク市場の価格が短期間で極端に変動する状況

上記の状況が改善した場合は、価格の配信を再開し、停止していた外国為替保証金取引の全ての注文の受付および約定処理を再開します。

5. 相場の急激な変動等により、価格の配信が停止され、その後再開した場合に、その再開した時点で配信した価格によっては、ロスカット注文が発注される場合があります。当該ロスカット注文が約定したときの損失は、お客様が差し入れている保証金を上回る場合があります。

保証金

1. 当社がお客様から預託を受ける保証金は、日本円現金に限ります。外貨の預託および有価証券による充当はできません。

保証金の預託は、発注前に必要であり、必要保証金の計算は、次のように行います。

(1) 標準取引保証金 = 約定代金(※1) × 通貨ペアごとの保証金率(※2)

(2) ロスカット保証金 = ロスカット幅 × 建玉数量(※3)

(3) 必要保証金(※4) = 標準取引保証金 + ロスカット保証金の合計額

※1. 約定前においては当社が定める想定約定代金。

※2. 4%または為替リスク想定比率のうち、より高い方。為替リスク想定比率は、一般社団法人金融先物取引業協会が公表する数値を採用します。通貨ペアごとの保証金率を変更する際は、事前に NetFx 会員画面を通じてお知らせします。

※3. 約定前においては発注数量。

※4. 最低保証金額の定めはありません。

お客様の入金は、ネットストック口座へ入金いただいた後、別途、お客様自身によるネットストック口座から NetFx 口座への振替手続が必要です。

お客様の出金は、NetFx 口座からネットストック口座への振替手続の後、ネットストック口座より出金手続を行っていただくことでできます。

NetFx 口座からネットストック口座に振替可能な金額の計算は、次のように行います。
振替可能額 = 預り現金 - 必要保証金総額 + スワップポイント損益総額 - 未受渡益金 -
受取スワップポイント

※「預り現金」の計算には、未受渡の決済損益が加減されています。また、スワップポイント損益総額は、益の場合には加算、損の場合には減算します。

2. 当社は、お客様から保証金の預託を受けた場合、保証金受領書を交付します。書面の交付は、原則として、お客様の承諾に基づき、電子的方法で行います。
3. スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の間の金利差調整額のことをいいます。ロールオーバーするごとに発生し、建玉の決済時点でスワップポイントの精算を行います。従って、決済による損益の結果は、通貨価格の変動のほか、スワップポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。
スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーする日数をもとに当社が計算します。各国の金利情勢等により変動し、実績を WEB サイトで公開しています。
スワップポイントの受渡は、お客様の建玉決済と同時に行います。
スワップポイントの額は、その時々々の金利情勢、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。また、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントには差があります。
4. お客様が当社に差し入れている保証金（使用可能保証金額）が、当社に差し入れるべき保証金の最低維持基準を下回った場合、新たに保証金（追加保証金）を差し入れていただきます。

最低維持基準の計算は、次のように行います。

- (1) 個人のお客様 使用可能保証金額 ÷ (買建玉総額 + 売建玉総額) ≥ 4%
- (2) 法人のお客様 使用可能保証金額 ≥ 建玉ごとの標準取引保証金の合計

なお、個人のお客様の NetFx 会員画面では、リアルタイム維持率およびリアルタイム追証余裕額として、次の数値を表示しています。

リアルタイム維持率 (%) = 使用可能保証金額 ÷ (買建玉総額 + 売建玉総額) × 100
リアルタイム追証余裕額 = 使用可能保証金額 - (買建玉総額 + 売建玉総額) × 4%

追加保証金算出の基準時点は取引日の取引終了時点、差し入れていただく期日は「追加保証金の発生した取引日の翌々営業日の 11:30」、金額は個人のお客様の場合「使用可能保証金が基準時点における建玉総額に対して 4%以上となる額」、法人のお客様の場合「使用可能保証金が基準時点における建玉ごとの標準取引保証金の合計額以上となる金額」です。

使用可能保証金額の計算は、次のように行います。

使用可能保証金額＝預り現金＋評価損益合計

※「預り現金」は約定ベースの口座残高の現金を指し、保証金として差し入れた現金に未受渡の決済損益が加減されています。また、評価損益合計は、益の場合には加算、損の場合には減算します。

次のケースに該当するお客様につきましては、当社の任意により、お客様の口座においてすべての建玉の反対売買を行います。

- (1) 保証金余力が最低維持基準を下回った旨のご連絡がとれない場合
- (2) ご資金がなく、返済以外に方法がない場合
- (3) 追加保証金の発生した取引日の翌々営業日の 11:30 までに、お客様からの追加保証金の差入れが完了していない場合
※追加保証金発生以降、為替相場の変動により使用可能保証金が標準取引保証金以上（個人のお客様の場合、リアルタイム追証余裕額がプラス）になったとしても、追加保証金の差入れは必要です。追加保証金の差入れが完了していない場合は、当社の任意により、お客様の口座においてすべての建玉の反対売買を行います。
- (4) その他、当社が必要と判断した場合

また、追加保証金が発生した場合、会員画面内で必要入金額を連絡します。原則、電話連絡は行いませんので、外国為替保証金取引を行っているお客様は、常に会員画面を確認いただきますようお願いいたします。

5. 建玉の決済による損金に相当する額の現金が外国為替保証金取引口座にない場合、不足金が発生し、受渡日の 11:30 までに入金が必要となります。
入金いただけない場合、当社の任意でネットストック口座からの振替を行います。ネットストック口座から振替できない場合、当社の任意により、お客様のすべての建玉を決済します。
さらに不足金が解消しない場合、当社が管理するお客様からのお預りの資産を任意に処分し、不足金に充当します。その際の手数料は、当社所定の手数料が発生します。

店頭外国為替保証金取引の手続きについて

1. NetFx 口座の開設にあたっては、あらかじめネットストック口座を開設していただく必要があります。また、NetFx(外国為替保証金取引)取引規程および取引ルールについて、ご理解・ご納得いただく必要があります。
2. NetFx 口座の開設にあたっては審査があります。一定の投資経験、知識、資力等が必要であり、審査の結果、口座の開設に応じられないこともあります。

3. ご注文の際は、次の事項を指示してください。
- 取引対象通貨ペア
 - 注文の有効期間
 - 注文数量
 - 価格(指値または成行)
 - 売買の別
 - ロスカット幅
 - 返済予約注文を発注するときは、返済予約をする通貨価格
4. ご注文は、保証金余力の範囲内での新規建注文、建玉の範囲内での返済注文が発注可能です。
5. お取引が成立した場合には、取引報告書を作成し、交付します。また、原則として四半期ごと（お取引がない場合は1年ごと）に取引残高報告を作成し、交付します。これらの書面の交付は、原則として、お客様の承諾に基づき、電子的方法で行います。
6. 当社からの通知や報告書は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

店頭外国為替保証金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替保証金取引、または顧客のために外国為替保証金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為(以下、「外国為替保証金取引行為」といいます。))に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 外国為替保証金取引契約(顧客を相手方とし、または顧客のために外国為替保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 外国為替保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、外国為替保証金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限りま)に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 外国為替保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

- e. 外国為替保証金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 外国為替保証金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 外国為替保証金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 外国為替保証金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 外国為替保証金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および外国為替保証金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 外国為替保証金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 外国為替保証金取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 外国為替保証金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 外国為替保証金取引契約に基づく外国為替保証金取引行為をすることその他の当該外国為替保証金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 外国為替保証金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替保証金取引をする

行為

- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替保証金取引をする行為
- s. 外国為替保証金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 外国為替保証金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替保証金取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 外国為替保証金取引につき、顧客が預託する保証金額(計算上の損益を含みます。)が維持必要預託額(最低維持基準)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 外国為替保証金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した保証金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

外国為替保証金取引に関する主要な用語

■受渡日(Value Date)

2 通貨が交換される日。

■受渡リスク

時差による決済時間帯の相違から生じる決済不履行リスク。ヘルシュタットリスクと呼ばれる。

■外国為替(Foreign Exchange)

為替取引を外国との間で行われるものをいい、異なる通貨の交換を伴う。

■外国通貨建(Rate in Foreign Currency)

自国通貨1単位に対して外国通貨はいくらになるかを表す方法。(例) 1円=0.0087USドル

■為替

隔地間で現金を使わずに資金の決済を行う手段・方法。

■為替リスク

外貨建資産が為替レートの変動により、自国通貨建で元本を割り込む可能性があることを指します。

■カントリーリスク(Country Risk)

政治リスクとも言われ、海外での投資・融資における相手国の信用度を指します。

■逆指値注文(Stop Loss Order)

ある価格を指定して、価格が指定価格を超えたら買い注文、下回れば売り注文を出すこと。

■金融商品取引業者

金融先物取引の受託等を業として行う者として、金融商品取引法による登録を受けた者。

■金利リスク

金利変動によるリスク。債券価格は金利が上昇すると下落し、金利が下降すると上昇します。

■クオート(Quote)

値段を提示すること。

■現引

買建玉を、差金決済をしないで受渡しを行うこと。

■現渡

売建玉を、差金決済をしないで受渡しを行うこと。

■差金決済

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。

■スリッページ

注文時に表示されている価格または注文時に指定した価格と約定価格とに相違があること。

■スワップポイント(Swap・Point)

2通貨間の金利差調整額のこと。

■損切り(Loss-Cut)

持っているポジションを反対売買することにより損を確定すること。

■建玉

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。

■値洗い

日々変化する通貨価値を所定の価格で毎日更新し、生じる評価益または評価損について金融

商品取引業者との間で差金の授受を行うこと。

■区分管理

金融商品取引業者が、顧客から預かった保証金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管すること。

■評価替

値洗いによって現在の資産価値を算出しなおすこと。

■返済予約

新規注文発注後から約定するまでの間に、利食いの返済注文を前もって発注しておく方法。

■ポジション(Position)

持ち高・建玉。

■保証金

外国為替保証金取引を行うに当たって、取引の契約義務の履行を確保するために業者に対して差し入れる金銭・有価証券等のこと。

■流動性リスク

通貨の流動性が乏しいために、取引が円滑に行えないというリスクです。

■レバレッジ効果(Leverage Effect)

少ない資金で大きな取引を行うこと。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

■ロールオーバー(Roll-Over)

ポジションの繰越し・先延ばし。

■ロスカット(Loss-Cut)

損切り。

■ロスカット・ルール(Loss-Cut Rule)

保有ポジションの損失が一定損失限度を超えた場合に、自動的に保有ポジションの損切りを行うルール。

外国為替保証金取引に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外国為替保証金取引を行ったことにより発生した利益(売買差益およびスワップポイント収益)は、「有価証券先物取引等に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。なお、「有価証券先物取引等に係る雑所得」として申告分離課税の対象となる場合、日本国内の市場で行われた有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引(差金決済による売買損益に限る)、商品先物取引(商品の受渡しが行われるものを除く)、取引所外国為替証拠金取引の損益との通算が可能です。また、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。ただし、株式取引および海外市場における各種金融デリバティブ取引等との損益の通算を行うことはできません。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外国為替保証金取引の譲渡所得に係る所得は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替保証金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
連絡先	顧客サポート 0120-953-006(03-5216-8628)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119億円 (※)
主な事業	金融商品取引業
設立	昭和6年(1931年)3月

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業です。

当社が提供する NetFx（外国為替保証金取引）は、金融商品取引法に定める店頭デリバティブ取引のうち、一般社団法人金融先物取引業協会の定める店頭金融先物取引の1つです。当社が提供する金融先物取引は通貨関連店頭デリバティブ取引である NetFx の1種類です。

※ 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社WEBサイト上でご確認ください。

2017年10月